

社保審－介護給付費分科会	
第196回（R2.12.9）	資料1

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） の報酬・基準について②

認知症対応型共同生活介護② 目次

論点①. 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しの方向性（案）	・ ・ ・ ・ ・	2
-----------------------------------	-----------	---

認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しの方向性(案)

論点①

- グループホームの夜勤職員の配置について、これまでの当分科会における議論を踏まえ、どう考えるか。

対応案

- 以下のとおり対応することとしてはどうか。
 - 1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持(3ユニット3人夜勤)した上で、利用者の安全確保等を要件に、**例外的に**夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。
 - 事後検証も実施し、R6報酬改定において、介護給付費分科会で必要な対応を検討していく。

【現行】

1ユニットごとに1人

- ・1ユニット : 1人夜勤
- ・2ユニット : 2人夜勤
- ・3ユニット : 3人夜勤

【見直し案】

1ユニットごとに1人

- ・1ユニット : 1人夜勤
- ・2ユニット : 2人夜勤
- ・3ユニット : 3人夜勤。ただし、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、**例外的に夜勤2人以上の配置に緩和**できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。
 - ※ 3ユニットで夜勤職員2人とする場合の報酬を別途設定する。
 - ※ 施行後の状況を把握・検証し、R6報酬改定において、介護給付費分科会で必要な対応を検討していく。